

「義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」概要

（令和 3 年 7 月 義務教育 9 年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議）

1. はじめに

- 中教審の審議状況を踏まえ、小学校高学年からの教科担任制の推進等に向けた教職員定数の確保の在り方について専門的・技術的な検討を実施
- 中教審答申で令和 4 年度を目途に本格的導入が必要とされたことを踏まえ、論点毎の考え方について一定の整理

2. 取組の経緯等

- 既存の定数措置（基礎・加配）、中学校教員の乗り入れ授業、独自予算による教員配置等を組み合わせ、各地域・学校の実情に応じた多様な実践
- 調査研究の結果等により、授業の質の向上、小中の円滑な接続、多面的な児童理解、教師の負担軽減といった取組の効果が確認

3. 小学校高学年における教科担任制の推進方策について

（1）小学校高学年における教科担任制推進の考え方

中央教育審議会での整理を踏まえ、国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図ることを中心に考えるべきである。

※指導形態による教科担任制の 4 分類

- ・中学校並みの完全教科担任制
- ・特定教科における教科担任制
- ・学級担任間の授業交換
- ・学級担任との Team Teaching

（2）優先的に専科指導の対象とすべき教科（対象教科）について

教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当と考えられる。

※既存の教職員定数において一定の専科指導を実施することが考慮されていることや、地域の実情に応じて多様な実践が行われていることに引き続き配慮

※対象教科の検討に当たっての観点

- ・系統的な学びの重要性、教科指導の専門性〔共通〕
- ・グローバル化の進展〔外国語〕、STEAM教育の充実・強化〔理科・算数〕
- ・子供の体力向上、教師の年齢構成、再任用を含む人材確保〔体育〕

（3）専科指導の専門性を担保する方策について

国として定数措置を講じ、対象教科について専科指導の充実を図る上で、当該教科の専科教員に対し、教科毎の実態・特性を考慮しつつ、例えば、①当該教科の中学校又は高等学校の免許状の保有、②専門性向上のための免許法認定講習の受講・活用、③教科研究会等の活動実績、といった要件を組み合わせるなどして適用することが考えられる。

※上記①は、小中免許の併有状況に係る都道府県間のばらつき、併有促進に向けた制度改正の予定等を踏まえて検討する必要

※既存の小学校英語専科加配の要件は、小学校教員が指導力を身に付けつつある状況等を踏まえ見直しも検討

※教科特性を踏まえつつ、専門性や多様な知識・経験を有する人材確保の観点から、特別免許状の更なる活用や小中連携等を進めることも有効

（4）学校規模や地理的条件に応じた教職員配置の在り方について

既存の定数措置も踏まえつつ、対象教科について専科指導の更なる充実を図るための措置を講ずる必要があるが、学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、例えば、学年 1 学級程度の小規模校間における小小・小中連携や義務教育学校化を促すことなどにより対応することも考えられる。

4. おわりに

- 当面は、以上の整理を踏まえ特定教科における教科担任制の推進を図ることを中心に定数措置を進めることが適当。対象教科に係る専科指導の取組・定着状況やその効果検証、少人数学級や義務教育学校化、教員免許制度改革の進展状況等の関連動向を踏まえ、将来像を検討。
- これまで以上にブロック内の小・中が連携し、義務教育 9 年間を見通して児童生徒の資質・能力を育成。各教育委員会等による環境整備が重要。
- 教科担任制推進の趣旨・目的の実現に向け、多様な実践を参照するなど不断の取組改善と、校長のマネジメント力の発揮に期待。

義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について
(報告)

令和 3 年 7 月
義務教育 9 年間を見通した指導体制の在り方等
に関する検討会議

目 次

<u>1. はじめに</u>	1
<u>2. 取組の経緯等</u>	1
(1) これまでの定数措置の経緯	1
(2) 先進的な取組事例とその効果	2
<u>3. 小学校高学年における教科担任制の推進方策について</u>	4
(1) 小学校高学年における教科担任制推進の考え方	4
(2) 優先的に専科指導の対象とすべき教科について	6
(3) 専科指導の専門性を担保する方策について	8
(4) 学校規模や地理的条件に応じた教職員配置の在り方について	10
<u>4. おわりに</u>	12

参考資料

○義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議 の開催について	13
○義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議 の開催経緯	15

1. はじめに

- 本検討会議では、令和2年秋以降、中央教育審議会における審議状況¹を踏まえつつ、小学校高学年からの教科担任制の推進等に向けた教職員定数の確保の在り方について専門的・技術的な検討を行うため、文部科学省委託事業「令和2年度 義務教育9年間を見通した指導体制に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）とも連携を図りながら、先進的な取組事例も参照しつつ議論を進めてきた。
- 中央教育審議会答申²において「小学校高学年からの教科担任制を（令和4年度を目途に）本格的に導入する必要がある」とされたことを踏まえ、ここに令和4年度予算の概算要求を見据え、義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方に係る論点毎の考え方について一定の整理を行うものである。

2. 取組の経緯等

（1）これまでの定数措置の経緯

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という。）においては、学校規模（学級数）に応じた「乗ずる数」に基づき、都道府県・指定都市における教員定数の総数を算定する仕組みとしており、小学校の教員定数については、昭和33年の法制定時から、学級担任外の教員も一定数配置できるよう「乗ずる数」を定め、所要の定数措置がなされてきた。
- この学級担任外の教員定数（基礎定数）を活用し、主に教頭や教務主任が配置されているが、学級担任外教員が複数配置される小学校においては、これらに加え特定教科の専科指導を担当する教員が配置され、音楽、家庭等の技能系教科を中心とした専科指導が実施されている場合がある。
- こうした定数措置により、従前より各地方自治体の判断で小学校の専科指導が実施されてきたところであるが、新学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革の推進を図るため、平成30年度以降、小学校の専科指導の充実に向けた新たな定数措置を順次講じてきた。

¹ 中央教育審議会では、平成31年4月に「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問されて以降、初等中等教育分科会・新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会等において審議を重ね、令和2年10月の「中間まとめ」を経て、令和3年1月に「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」を取りまとめている。

² 中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日）。以下同じ。

- 具体的には、新学習指導要領（平成 29 年告示）において新たに教科として位置付けられた外国語（英語）教育について、授業時数の増（小学校第 3 学年～第 6 学年でそれぞれ週 1 コマ相当）に対応できるよう、小学校英語専科指導のための加配定数（平成 30 年度～令和 2 年度の 3 か年で計 3,000 人）を措置するとともに、教師の持ちコマ数を軽減し、より専門性の高い専科指導に積極的に取り組む学校を支援できるよう、ティーム・ティーチングのための加配定数を発展的に見直し、小学校専科指導のための加配定数（令和 2、3 年度の 2 か年で計 4,000 人）を措置してきたところである。

（２）先進的な取組事例とその効果

（先進的な取組事例）

- 小学校における教科担任制の取組については、上述の定数措置（基礎定数・加配定数）を活用するとともに、場合によっては中学校教員によるいわゆる乗り入れ授業の実施や地方自治体の独自予算による教員配置等の方策を組み合わせることで、現状においても、高学年段階を中心に各地域・学校の実情に応じた多様な実践が行われている。
- 本検討会議における議論の過程で参照した先進的な取組事例として、例えば、以下のようなものが挙げられる。
 - 授業の質の向上と教師の負担軽減を図る観点から、小学校教科担任制のための加配教員の配置や小・小中連携のための加配教員の兼務配置を積極的に進め、学校の実情に応じて学級担任間の授業交換も組み合わせて教科担任制を推進する事例
 - 小・中学校を通じて個に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、加配教員を活用して少人数授業（少人数指導／ティーム・ティーチング）と学級担任間の授業交換を併せ推進するとともに、教師の負担軽減を図る観点から近年の小学校専科指導加配を配置・拡充して教科担任制を推進する事例
 - 小中一貫教育を推進する観点から義務教育学校を設立し、9 年間を 4・4・1 の 3 つの段階に区切り、後期課程（中学校）の教員を活用するなどして前期課程（小学校）の 5・6 年生においても中学校並みの教科担任制を推進する事例
 - 1 学年 3 学級以上の大規模校において、学年主任を中心とした「チーム学年経営」の考え方の下、小学校専科指導加配を活用しつつ、概ね道徳・総合的な学習の時間・特別活動を除く全ての教科で授業交換を行う「教科分担制」に取り組む事例

(取組の効果)

- 調査研究の結果等によれば、このような小学校高学年段階を中心とした教科担任制の取組の効果は、例えば以下のとおり、その趣旨・目的とする、①授業の質の向上／学習内容の理解度・定着度の向上、②小・中学校間の円滑な接続、③多面的な児童理解、④教師の負担軽減といった観点毎に確認されている。

① 授業の質の向上／学習内容の理解度・定着度の向上

- ✓ アンケートの結果で「勉強が分かるようになった」という児童が 93%となった小学校がある
- ✓ 教材研究の充実により、各教科の面白さ・魅力をより児童に伝えられるようになり、児童の学びへの姿勢、モチベーションの一層の向上に繋がっていると教師が実感している

など、教師の担当教科の減・授業担当外の時間の増に伴う教材研究の充実や、同じ授業を複数回実施することによる授業改善が図られ、児童の学習内容の理解や学力に高まりが見られる。

② 小・中学校間の円滑な接続

- ✓ アンケートの結果で「小学校の時に教科担任制での学習は、中学校での学習・生活に慣れることに役立ったか」との質問に対し、「役立った」との回答は、対象教科を1～3教科とする小学校で 67.9%、6教科以上の小学校で 77.8%であった
- ✓ 中学校教員による乗り入れ授業について、児童が中学校に進学した際に知っている教員がいることの心理的影響は大きいとの声がある

など、児童が安心して進学し、中学校での学習・生活に順応しやすいといった点で小・中学校間の円滑な接続に寄与している状況が見られる。

③ 多面的な児童理解

- ✓ アンケートの結果で「授業以外でいろいろな教員と話す機会が増えたと思うか」との質問には 74%の児童、「悩みや相談ができる教員が増えたか」との質問には 57%の児童が肯定的に回答した
- ✓ 従来は学級担任しか知らなかった児童の問題を学年間の教員で共有できるようになり、生徒指導をしやすくなったという声がある

など、複数の教師が教科指導に当たることを通じて、多面的な指導・支援ができていていると考えられるほか、学級担任以外にも相談できる教師がいる児童の増加が見られる。

④ 教師の負担軽減

- ✓ 高学年学級担任の時間外勤務が、取組の前後で月当たり平均3時間程度減少した小学校がある

など、学級担任の授業担当外の時間が増えることで教材研究の充実等とともに時間外勤務の縮減に寄与しているほか、授業交換を実施する場合を含め授業準備の効率化に繋がっている状況が見られる。

- なお、調査研究の報告書では、教科担任制に係る今後の政策を検討する上で、地域の実情に応じて多様な実践が行われている実態を踏まえて検討していく必要性に言及した上で、国においては、教員定数の改善を含め地方自治体の工夫のみでは難しい事項への対応を検討することなどが望まれる旨述べられている。

3. 小学校高学年における教科担任制の推進方策について

(1) 小学校高学年における教科担任制推進の考え方

中央教育審議会での整理を踏まえ、国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図ることを中心に考えるべきである。

- 中央教育審議会での整理を踏まえ、教師の負担軽減を図りつつ、新学習指導要領に示された資質・能力の育成に向けて義務教育9年間を見通した指導体制を構築するため、小学校高学年からの教科担任制を推進する必要がある。

【中央教育審議会での整理】

(基本的な考え方)

- 義務教育の目的・目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を確実に育むためには、各教科等の系統性を踏まえ、学年間・学校間の接続を円滑なものとし、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要。
- GIGA スクール構想の加速化と併せて、きめ細かな指導により、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、才能を存分に伸ばすことができる、個別最適な学びを実現していくために、新たな時代にふさわしい指導体制が必要。
- 個別最適な学びを実現する観点からは、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図る必要があり、教科担任制の導入により、ICTの効果的な活

用と相俟って授業の質の向上を図ることが重要³。

(教科担任制導入の趣旨・目的)

- 教材研究の深化等により、高度な学習を含め、教科指導の専門性を持った教師が多様な教材を活用してより熟練した指導を行うことが可能となり、授業の質が向上。児童の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図る。
- 小・中学校間の連携による小学校から中学校への円滑な接続(中1ギャップの解消等)を図る。
- 複数教師(学級担任・専科教員)による多面的な児童理解を通じた児童の心の安定に資する。
- 教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校の教育活動の充実や教師の負担軽減に資する。 など

(対象学年)

- 児童の発達段階を踏まえ、日常の事象や身近な事柄に基礎を置いて学習を進める小学校における学習指導の特長を生かしながら、中学校以上のより抽象的で高度な学習を見通し、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図る必要。
- このような観点から、児童の心身が発達し一般的に抽象的な思考力が高まる段階であり、これに対応して各教科等の学習が高度化する小学校高学年から教科担任制を導入できるようにする。
- 小学校高学年への教科担任制の導入は、専科教員が当該教科担当主任となり、低・中学年における学習指導と中学校以上の学習指導を見渡し、それぞれの良い面を生かすとともに円滑な接続を図るための校内研修の充実や、それによる教科指導の質の向上も期待される。

(留意すべき事項)

- 学級担任が原則として全ての教科を教えることにより、教科横断的なカリキュラム・マネジメントが効果的に行われてきたという利点が損なわれることのないよう、組織的・教科等横断的な教育課程の編成・実施が可能となるよう留意する必要。
- 専科教員が配置されている教科も含めて、全ての小学校の教師が小学校で指導される教科等について広く理解し、その連関を踏まえながら指導力を向上し、広い視野で指導が行われるよう留意する必要。

³ 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日)において、「教科等の学習内容の理解をより深め、育成を目指す資質・能力の育成に確実につなげるためには、指導の専門性の強化が課題となっている」とし、「専科指導の充実、子供たちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくためにも重要である」と指摘されている。

- その推進方策を講ずるに当たっては、従来、学級担任制が基本とされてきた小学校の良さを活かしつつ、高学年段階における教科担任制を推進することで、中学校への円滑な接続を図る必要がある。
- その際、教科指導の専門性を持った教師による、深い教材研究に根ざしたきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図るとともに、教師の持ちコマ数の軽減、授業準備の効率化等による教師の負担軽減を図る観点にも留意しつつ検討することが求められる。
- また、中央教育審議会答申でも「地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状も考慮」するよう示されており、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような措置とする必要がある⁴。
- これらのことを踏まえれば、全ての子供たちが質の高い授業を受けることができるよう、国としての新たな定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）⁵を図ることを中心に考えるべきである。

（２）優先的に専科指導の対象とすべき教科について

教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当と考えられる。

- 上述のとおり、各地域・学校の実情に応じた取組を可能とすることに留意しつつ、教科指導の専門性を持った教師による、深い教材研究に根ざしたきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、優先的に専科指導の対象とすべき教科（以下「対象教科」という。）について検討する必要がある。
- 中央教育審議会答申では、既存の教職員定数において一定の専科指導を実施することが考慮されていることや地域の実情に応じて多様な実践が行われている

⁴ 中央教育審議会の審議過程における関係団体ヒアリングにおいて、地域や学校の実情に応じた柔軟な制度設計を求める声が多数寄せられた（第２回会議資料２参照）ほか、「令和２年度 義務教育９年間を見通した指導体制に関する調査研究」報告書（令和３年３月 PwC コンサルティング合同会社。以下「調査研究報告書」）でも「小学校における教科担任制導入に係る今後の政策を検討する上では、（中略）地域の実情に応じて多様な実践が行われている実態も踏まえて検討していく必要がある」旨指摘されている。

⁵ 調査研究報告書では、指導形態による教科担任制の分類として、中学校同様に全ての教科で専科指導を行う「完全教科担任制」、特定の教科について専科指導を行う「特定教科における教科担任制」、「学級担任間の授業交換」、「学級担任との Team Teaching」の４分類が示されている。

ことに引き続き配慮するとした上で、グローバル化の進展や STEAM 教育の充実・強化に向けた社会的要請の高まりを踏まえ、外国語・理科・算数を例示している。

【中央教育審議会での整理】

(基本的な考え方)

- 社会のグローバル化の進展とともに、Society 5.0 時代における STEAM 教育の充実・強化に向けた社会的要請の高まりも踏まえ、専科指導の充実を図る必要がある。
- 既存の教職員定数において、学校規模に応じて音楽、図画工作、家庭、体育を中心とした専科指導を実施することが考慮されていることや、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状を踏まえ、これらの点について引き続き配慮することに加えて、新たに専科指導の対象とすべき教科を検討する。
- 小・中学校の円滑な接続に資するため、系統的な学びの重要性、教科指導の専門性といった観点から優先的に専科指導の対象とすべき教科を検討する。
- 教科指導の専門性の向上の観点からは、中学校と同様の指導体制を構築することも考えられるが、人材確保の観点や、組織的・教科等横断的な教育課程の編成・実施を可能とする観点を考慮すれば、優先的に専科指導の対象とすべき教科の取組状況や専科指導における専門性の担保の在り方等を踏まえ引き続き検討する。

(対象教科)

- 以上の「基本的な考え方」を踏まえれば、例えば以下の教科を専科指導の対象に加えることが考えられるのではないか。

外国語：新たに小学校において導入された教科であり、指導体制の早急な充実が求められるとともに、中学校への学びの連続性を持たせながら、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を培う系統的な指導を行う専門性が必要とされている。

理 科：観察、実験などを中心とした問題解決の過程を通じて、児童自らが問題を科学的に解決したり、新たな問題を発見したりする活動を充実するとともに、ICT の活用やプログラミング的思考など新しい知見も活用しながら、理科の面白さや有用性を認識できるような指導、中学校での科学的リテラシーの育成を見据えた系統的な指導を行うことのできる専門性が必要とされている。

算 数：統計教育の充実など社会や日常生活の事象に結び付ける活動の充実や、プログラミング的思考の重視など筋道を立てて考える力の育成の重要性、学年が上がるにつれて内容が抽象的になり躓きが生じやすい状況を踏まえ、数学的活動を充実させ数学のよさに気付かせるような指導、児童一人一人に応じた指導、中学校の内容も視野に入れ児童に算数・数学に興味を持たせながら系統的な指導を行うことのできる専門性が必要とされている。

- これらの教科のほか、体育について、以下のような教科指導の専門性、系統的な指導の必要性や、子供の体力向上に資すること、定年延長を巡る動向⁶の中での教師の年齢構成、再任用を含む人材確保の観点等を踏まえ、対象教科とすることが適当と考えられる。

体 育：運動が苦手な児童をはじめ全ての児童に、できる喜びを味わわせていくことが求められるとともに、学年が上がるにつれて技能差や体力差が広がりやすく、個々の能力に適した指導・支援を安全・安心を確保しながら行う必要がある。生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む上で、高学年児童の発達の段階、能力や適性、興味や関心に応じて、運動の楽しさや喜びを味わい、自ら考えたり工夫したりしながら運動の課題を解決する学習を展開し、中学校の内容も見据えた系統的な指導⁷を行うことができる専門性が必要とされている。

（３）専科指導の専門性を担保する方策について

国として定数措置を講じ、（２）の対象教科について専科指導の充実を図る上で、当該教科の専科教員に対し、教科毎の実態・特性を考慮しつつ、例えば、①当該教科の中学校又は高等学校の免許状の保有、②専門性向上のための免許法認定講習の受講・活用、③教科研究会等の活動実績、といった要件を組み合わせるなどして適用することが考えられる。

⁶ 国家公務員の定年引上げに伴い地方公務員の定年も 60 歳から 65 歳まで 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員についても国家公務員と同様の措置（役職定年制、定年前再任用短時間勤務制の導入等）を講ずるための「地方公務員法の一部を改正する法律案」が成立（令和 3 年 6 月）。

⁷ 新学習指導要領（平成 29 年告示）の方向性を示した中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の「体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループにおける審議の取りまとめ」（平成 28 年 8 月）では、「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、小学校から高等学校までの 12 年間を見通して、各種の運動の基礎を培う時期、多くの領域の学習を経験する時期、卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるができるようにする時期といった発達の段階のまとまりを踏まえ、目標や内容を示すことが重要である」とし、その具体について、以下のような旧学習指導要領（平成 20 年告示）来の整理について記載されている。

- ・体育については、小学校、中学校、高等学校の 12 年間の系統性を 4 年ごとに整理し、児童生徒の発達の段階に応じた指導の充実を図ってきた。
- ・小学校第 1 学年から第 4 学年までを「各種の運動の基礎を培う時期」とし、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てること等を目指した。
- ・小学校第 5 学年から中学校第 2 学年までを「多くの領域の学習を経験する時期」とし、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てること等を目指した。
- ・中学校第 3 学年から高等学校卒業までを「卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにする時期」とし、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てることを目指した。

- 国として教科担任制を推進する上で定数を措置していくに当たっては、専科指導の専門性を客観性のある形で担保することが望ましいと考えられる一方、教師がキャリアを積む中でOJTを通じて専門性が培われる側面も考慮すれば、専科教員に対し、例えば、①当該教科の中学校又は高等学校の免許状の保有、②専門性向上のための免許法認定講習⁸の受講・活用、③教科研究会等の活動実績、といった要件を組み合わせるなどして適用することが考えられる。その際、教科毎の実態・特性を考慮して要件に差異を設けることが適当と考えられる。
- このうち、①の中学校免許状の保有を要件とすることについては、小・中学校の校種を跨ぐ人事異動の状況とも相まって小・中学校免許状の併有状況には都道府県間でばらつきがみられること、小・中学校免許状の併有促進に向けた制度改正⁹が予定されていることなどを踏まえて検討する必要がある。
- 既存の小学校英語専科指導のための加配措置における専科教員の要件については、この間、小学校外国語科の新設に対応した研修や、新学習指導要領への移行措置期間を含む実践が積み重ねられ、小学校教員がその指導力を身に付けつつある状況等を踏まえて見直すことも考えられる。

<参考>小学校英語専科指導のための加配措置における専科教員の英語力に関する要件

- ① 中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
- ② 2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者
- ③ CEFR・B2相当以上の英語力を有する者
- ④ 海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者

※②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあっては特別免許状を授与することが必要。

- 併せて、教科の特性を踏まえつつ、専門性を有する人材や多様な知識・経験を有する人材の確保の観点から、特別免許状の更なる活用¹⁰や、中学校教員が小学校と兼務していわゆる乗り入れ授業を行うなど小・中学校の連携等を進めることも有効と考えられる。

※小・中学校の連携方策を検討するに当たっては、中学校の指導体制（教科毎の教員配置、教師の持ちコマ数、校務分掌等の状況）を考慮する必要。

⁸ 一定の教員免許状及び教職経験を有する現職教員が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらず必要な単位を修得するために開設されている講習。

⁹ 文部科学省策定の『『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上プラン』（令和3年2月）では、①養成段階において、小・中学校の両方の免許状の取得に必要な総単位数を軽減する「義務教育特例」について令和3年度に特例新設、令和4年度以降特例を活用した課程を開始、②現職段階において、中学校免許状を持つ教員が小学校免許状を取得する際の要件を弾力化（小学校専科教員としての勤務経験を考慮）、することとしている。

¹⁰ 文部科学省では、都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に向け、この度「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を改訂し、令和3年5月11日付けで通知したところ。

- また、中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、各教育委員会等の指導・支援の下、小学校の専科教員に対し、担当教科に係る中学校進学後の生徒の学びの状況を把握し、小学校の指導の特質を踏まえつつ、系統的な指導の検証・改善に資する機会を提供することも重要である。

<参考>小学校専科指導担当教員：地方自治体における独自の要件設定（例）

- ①小学校教員が該当教科の中学校又は高等学校の免許状を有していること
※中学校教員の配置換え等含む
北海道 新潟県 奈良県 神戸市 北九州市
- ②担当する教科に関し中学校での指導経験が5年以上であること
(中学校教員を小学校専科担当に充てる場合)
大阪市

<参考>地域連携推進教員：栃木県の例

- 平成26年度から県内全ての公立学校に地域連携教員を配置しており、その際、社会教育主事有資格者の教員を積極的に活用。

<参考>司書教諭の場合（学校図書館法等に規定）

- 司書教諭講習を修了した者でなければならない。
 - 司書教諭講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
 - 司書教諭講習の履修科目（5科目10単位）は以下のとおり。
 - ・学校経営と学校図書館 ・学校図書館メディアの構成
 - ・学習指導と学校図書館 ・読書と豊かな人間性
 - ・情報メディアの活用
- ※司書教諭講習相当科目を大学にて修得し、その科目の単位を講習の単位に充てることができる。

（４）学校規模や地理的条件に応じた教職員配置の在り方について

既存の定数措置も踏まえつつ、（２）の対象教科について専科指導の更なる充実を図るための措置を講ずる必要があるが、学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、例えば、学年1学級程度の小規模校間における小小・小中連携や義務教育学校化を促すことなどにより対応することも考えられる。

- 持ちコマ数の多い高学年段階の教師の負担軽減に資するためには、既存の定数措置も踏まえつつ、（２）の対象教科について専科指導の更なる充実を図るための新たな措置を講ずる必要がある。しかしながら、専科教員の人材確保の観点等を考慮すれば、学校規模や地理的条件に応じ、例えば、学年1学級程度の小規模校

間における小小・小中連携や義務教育学校化を促すことなどにより対応することも考えられる。

※小・中学校の連携方策を検討するに当たっては、中学校の指導体制（教科毎の教員配置、教師の持ちコマ数、校務分掌等の状況）を考慮する必要。【再掲】

- 併せて、授業準備の効率化や教材研究の深化にも資するべく、学級数に応じた学級担任間の授業交換を促進することも考えられる。

<参考>学校規模（学級数）に着目した教育環境の違い〔学校規模別学校は単式学級の数〕

13 学級以上の小学校（1 学年 2 学級を超える）：約 7,000 校

- 学区内の中学校の規模は大きく（5 学級以上で 9 学級以上も多い）、小学校と中学校との連携に当たっては、学校規模に応じた中学校教員の持ちコマ数を踏まえる必要
※ 全中学校に占める 9 学級以上の中学校の割合は約 57%
- 都市部に多く所在しており、地域によっては今後も児童生徒数が増加傾向

7～12 学級の小学校（1 学年 1～2 学級程度）：約 5,200 校

- 学区内の中学校の規模は 5 学級以上ある場合が多く、小学校と中学校との連携に当たっては、学校規模に応じた中学校教員の持ちコマ数を踏まえる必要
- 中学校単位の義務教育学校化等により中学校区単位の一体的な学校マネジメントができる可能性
- 人口減少地域にある場合には、将来的に各学年 1 学級以下になる見込み

6 学級以下の小学校（複式学級を含む学級編制）：約 6,200 校

- 学区内の中学校の規模は小さい傾向にあり（4 学級以下）、小学校と中学校との連携に当たっては、学校規模に応じた中学校教員の持ちコマ数を踏まえる必要
※ 全中学校に占める 4 学級以下の中学校の割合は約 22%
- へき地に多く所在しており、遠隔合同授業等を効果的に活用できる可能性
※ 2 学年で 16 人以下の児童数となる複式学級は 4,492 学級

4. おわりに

- 当面は、以上の整理を踏まえ、特定教科における教科担任制の推進を図ることを中心に定数措置を進めることが適当であり、3.(2)の対象教科に係る専科指導の取組・定着状況やその効果検証、少人数学級や義務教育学校化、教員免許制度改革の進展状況等の関連動向を踏まえつつ、義務教育9年間を見通した指導体制の将来像を検討する必要があると考える。
- また、3.(1)でも述べたとおり、小学校高学年における教科担任制の推進は、教師の負担軽減を図りつつ、義務教育9年間を見通した指導体制の構築を目指すものである。本報告に示した定数措置の活用を含め特定教科における教科担任制を進めるに当たっては、これまで以上にブロック内の小・中学校が相互に連携し、義務教育9年間を見通して児童生徒の資質・能力を育成することができるよう取り組むことが望まれる。そのためには、小・中学校の学びの連続性を意識した施策の展開や、小・中学校免許状の併有促進、校種間人事の推進など、各教育委員会等による環境整備が重要であることも付言したい。
- なお、小学校高学年における教科担任制推進のため、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置を講じることにより、例えば学級担任間の授業交換との組み合わせを含め、どのような形態の教科担任制を構想・推進するのか、各教育委員会等の指導・支援の下に校長のマネジメントの幅が広がることとなる。その意味で、教科担任制推進の趣旨・目的の実現に向け、各教育委員会等において先進事例の多様な実践を参照するなどして不断に取組の改善が図られるとともに、各地域・学校の実情に応じた校長のマネジメント力が発揮されることを期待したい。

義務教育 9 年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議 の開催について

令和 2 年 9 月 8 日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

中央教育審議会初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」（令和元年 12 月）の中で「義務教育 9 年間を見通した指導体制の整備に向けて、小学校高学年の児童の発達段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、令和 4 年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべき」とされていることから、小学校高学年からの教科担任制の導入等に向けた教職員定数の確保の在り方について専門的・技術的な検討を行うため、「義務教育 9 年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催する。

2. 検討事項

- （1）優先的に専科指導の対象とすべき教科について
- （2）専科指導の専門性を担保する方策について
- （3）学校規模や地理的条件に応じた教職員配置の在り方について
- （4）その他教職員定数の確保の在り方について

3. 実施方法

- （1）検討会議は、別紙の学識経験者等の協力を得て検討を行う。
- （2）必要に応じて別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4. 開催期間

令和 2 年 9 月 8 日から令和 3 年 12 月 31 日までとする。

5. その他

本検討会議の庶務は、関係局課の協力を得て初等中等教育局財務課において行う。

(別紙)

義務教育 9 年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議

委員名簿

【五十音順】

(令和 3 年 7 月現在)

大字 弘一郎 世田谷区立下北沢小学校統括校長

齊藤 正富 文京区立本郷台中学校長

貞広 斎子 千葉大学教育学部教授

鈴木 佳子 群馬県教育委員会事務局学校人事課長

(座長) 高木 展郎 横浜国立大学名誉教授

村田 かおり 兵庫県教育委員会事務局義務教育課長

義務教育 9 年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議 の開催経緯

第 1 回会議 令和 2 年 10 月 7 日（水）

- 会議の運営について
- 義務教育 9 年間を見通した指導体制の在り方について
 - ・中央教育審議会における審議状況等
 - ・論点メモ（案）
 - ・群馬県、兵庫県の取組状況等
- 義務教育 9 年間を見通した指導体制に関する調査研究について
 - ・調査研究の概要及び事業計画

第 2 回会議 令和 2 年 11 月 24 日（火）

- 義務教育 9 年間を見通した指導体制に関する調査研究について
 - ・調査研究の経過報告及び今後の進め方
- 義務教育 9 年間を見通した指導体制の在り方について
 - ・中央教育審議会における関係団体ヒアリングの状況等
 - ・論点メモ（案）

第 3 回会議 令和 3 年 6 月 11 日（金）

- 義務教育 9 年間を見通した指導体制に関する調査研究について
 - ・調査研究結果の概要報告
- 義務教育 9 年間を見通した指導体制の在り方について
 - ・令和 3 年度予算、義務標準法改正の動向等
 - ・論点メモ（案）

第 4 回会議 令和 3 年 7 月 21 日（水）

- 義務教育 9 年間を見通した指導体制の在り方について
 - ・報告（案）